

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の対応に関するご案内

平素より<ろうきん>をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(以下、「インボイス制度」といいます。)が開始されます。

これに伴い、当金庫におけるインボイス制度の対応について、下記のとおり、お知らせいたします。

今後とも、<ろうきん>をお引き立ての程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 適格請求書発行事業者および登録番号

沖縄県労働金庫 登録番号: T8360005000464

2. 各種手数料の適用税率

消費税 10% (標準税率)

3. 当金庫のインボイス制度対応について

※課税事業者(企業・団体等)のお客様用のご案内となります。

お取引方法	対象となる手数料	手数料のお支払いタイミング	適格請求書の対応	交付方法
・ろうきんインターネットバンキング (団体 IB)	・振込手数料	後日一括 (後納扱い)	「為替手数料振替のお知らせ」(ハガキ)	郵送等※1で交付します。
		お手続き時 (都度精算)	本案内文書および下記書類を組み合わせ、 て適格請求書としていただきます。 ・入出金明細(団体 IB・FB・ANSERの画面で印刷できます。)またはご利用の預金通帳 ・ご契約内容を記載した書類(ご利用開始時に金庫から送付した案内文書)	ご契約内容を記載した書類(ご利用開始時に金庫から送付した案内文書)がない場合は、再度発行いたしますので、お取引店にお問い合わせください。
・ファームバンキング (FB)	・口座振替手数料	後日一括 (後納扱い)	「手数料振替のお知らせ」(ハガキ)	郵送等※1で交付します。
		お手続き時 (都度精算)	「収納(口座振替)報告書 領収書または請求書等	お客様からのご請求に基づいて発行いたしますので、お取引店または担当部署へお問い合わせください。
・アンサーサービス (ANSER)	・団体 IB、FB、ANSERの月額利用料	後日一括 (後納扱い)	「手数料振替のお知らせ」(ハガキ)	郵送等※1で交付します。
		お手続き時 (都度精算)	本案内文書および下記書類を組み合わせ、 て適格請求書としていただきます。 ・入出金明細(団体 IB・FB・ANSERの画面で印刷できます。)またはご利用の預金通帳 ・ご契約内容を記載した書類(ご利用開始時に金庫から送付した案内文書)	ご契約内容を記載した書類(ご利用開始時に金庫から送付した案内文書)がない場合は、再度発行いたしますので、お取引店にお問い合わせください。
	・振込先一括口座確認手数料(団体 IBのみ)	後日一括 (後納扱い)	「口座確認手数料振替のお知らせ」	お客様からのご請求に基づいて発行いたしますので、お取引店にお問い合わせください。

お取引方法	対象となる手数料	手数料のお支払いタイミング	適格請求書の対応	交付方法
窓口	・振込手数料 ・収納手数料 ・両替手数料 ・硬貨の入金・払戻手数料 ・小切手発行手数料 ・証明書発行手数料 等	お手続き時 (都度精算)	当金庫からお渡しする領収書	手数料のお支払い時に窓口にて発行いたしますので、お手続き時にご請求ください。
ATM※2	当金庫から適格請求書を受け取る必要がなく、仕入税額控除は帳簿の保存のみで認められます。 (帳簿には、ATM 等によるお取引である旨と、ATM 等の所在地(市区町村名や支店名)の記載が必要です。)			
投資信託の 売買手数料	取引手数料が発生する 購入・解約取引	お取引時 (都度精算)	「適格請求書(インボイス)」(ハガキ)	郵送等で交付します。 (個人のお客様で適格請求書が必要な場合はお取引店に交付をご請求ください)
継続(定例)取引	証明書発行手数料等	後日一括 (後納扱い)	「手数料振替のお知らせ」(ハガキ)	郵送等※1にて交付します。
		お手続き時 (都度精算)	当金庫からお渡しする領収書	お客様からのご請求に基づいて発行いたしますので、お手続き時にご請求ください。

※1 手数料等を後納扱いでご契約されているお客様で「お知らせ」(ハガキ)が「発行不要」の設定となっている等の事由により郵送されない場合があります。そのような場合は、お客様からのご請求に基づいて発行および郵送等により交付いたしますので、お取引店へお問い合わせください。

※2 ATM ご利用のお取引にかかる3万円未満の手数料は、「自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等(自動販売機特例)」に該当し、インボイスの交付義務が免除されております。

4. その他

本案内文書については、課税事業者(消費税を納付している企業、団体等)のお客様用のご案内となります。

5. ご参考

【インボイス制度の概要】

2023年10月1日から、法人や個人事業主といった課税事業者(買手)が仕入税額控除を受けるには、「インボイス発行事業者」(適格請求書発行事業者)の登録を受けた売手より交付された「適格請求書」(インボイス)※の保存が必要となります。

そのため、売手は、課税事業者(買手)からの求めに応じ、「適格請求書」(インボイス)※を交付する義務があり、交付した「適格請求書」(インボイス)※の写し等を保存する義務が生じます。

なお、取引内容の関連性が明確であれば、複数の書類等による組み合わせにより「適格請求書」(インボイス)※の記載要件を満たすことが認められています。

※インボイスとは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

6. お問い合わせ先

本件に関してご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

なお、インボイス制度(適格請求書保存方式)に係る制度概要およびQ&Aについては、国税庁のWebサイト等をご確認ください。

以上